

「静内二十間道路」

CONTENTS

- 02 ごあいさつ
- 03 日高信用金庫と地域社会
- 05 令和6年度事業概況
- 06 令和7年度事業計画[経営計画]
- 07 役員・組織図／主要な事業の内容
- 08 内部統制について
- 12 総代会
- 14 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取り組み状況
- 15 「経営者保証に関するガイドラインの
活用状況」等の開示
- 16 お客さまアンケート
- 18 当金庫のあゆみ
- 19 営業区域／店舗・ATM一覧
- 20 自己資本比率規制(第3の柱)による開示
- 32 役職員の報酬体系について／資料編
- 42 信用金庫法等で定められた
開示項目索引

地域にとってなくてはならない 信用金庫を目指して。

経営理念

日高信用金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本とし、
協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展、
ひいては日本経済の発展に貢献します。

- 1 会員・取引先の信頼を確保し地域社会に貢献していくため、
コンプライアンス態勢の徹底と更なる深化を目指します。
- 2 真のお客さま第一主義に徹し、地域ニーズへの
適切な対応と利用者利便の向上を図ります。
- 3 地域社会の持続的な発展に貢献するため、
一層の健全性向上を目指します。
このため、リスク管理態勢の確立や効率化を推進し、
安定した収益基盤を構築します。
- 4 地域貢献を果たしていくための最大の経営資源は
人であると位置づけ、
高いコンプライアンス意識を持ち積極的な姿勢で
金庫の基本方針の実現に寄与できる人材を育成します。

日高信用金庫の概要(令和7年3月31日現在)

- 本店所在地：〒057-0013
浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
電話(0146)22-4111
- 創立：大正10年4月13日
- 普通出資金：365,060,000円
- 会員数：10,377名
- 常勤役職員数：122名(常勤役員7名、職員115名)



【シンボルマーク】

創立60周年を記念して制定したシンボルマークは青色は：太平洋と水産関連産業を、白色は：市街地・商工業と地域住民を、緑色は：日高山脈と農林・軽種馬関連産業を、それぞれ表しこれらを基盤に躍進する当金庫の姿勢を日高地方の扇形地形にあてはめて表したものです。

これまでも これからも このまちで

皆さまには、日頃より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などを、皆さまにより正しくご理解いただくため、「ひだかしんきんレポート2025」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

昨年度を振り返りますと、国内経済は、日本銀行が17年ぶりに政策金利を引き上げたことで「金利のある世界」が再来し、金融市場、資本市場ともに大きな影響が見られました。このことに加えまして、物価上昇も続いており、一部企業では価格転嫁や賃金引き上げが進められていることから、今後はインフレの動向にも注視していく必要があります。

なお、本年4月に米国のトランプ大統領が各国の輸入品に高い税率を課す相互関税政策を発表しましたが、実体経済に及ぼす影響にも注視していく必要があります。

このような経済情勢の中、地区内産業は、軽種馬産業が北海道市場において6年連続で年間売却総額を更新するなど好調を維持し、観光業についても令和6年度上期の観光入込客数がコロナ前同期比でほぼ同水準までに持ち直しております。一方、漁業については、近年の海洋環境の変化により、秋サケや昆布が不漁となりましたが、そのような中で、浦河港内でサーモンの海面養殖試験を行うなどの新たな取り組みが進められております。商工業では、雇用賃金、物価・原材料価格の上昇や商圈人口減少への対応が経営課題とされる中、自治体や地元団体が中心となり、販路拡大や地域経済の活性化に向けたイベントを開催する動きも見られました。

令和6年度の決算概要につきましては、皆さまのご支援により、預金残高は前期比12億円減少の1,565億円、貸出金残高は前期比18億円増加の904億円を確保することができました。また、収支面におきましては、本業の収益である資金運用収益では、貸出金利息、預け金利息が増加しましたが、有価証券の損失処理や預金支払利息の増加によりまして、経常利益は前期比92百万円減益の4億34百万円となりました。当期純利益は、土地・建物の減損処理による特別損失の計上によりまして、前期比3億75百万円減益の92百万円となりました。

経営の体力・健全性を示す自己資本比率は、前期比1.12ポイント上昇の17.41%、自己資本額は、前期比65百万円増加の121億1百万円となり、皆さまに安心してお取引いただける経営内容となっておりますので、これまで以上のお取引をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年度は、中期経営計画「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』」の中間年度として、目標に掲げております「持続可能な地域社会づくりに向けた支援の実践」の取り組みに努めてまいります。

これからも地元の信用金庫として、皆さまのお役に立てるよう地域に寄り添い続けていく所存でございますので、何卒、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



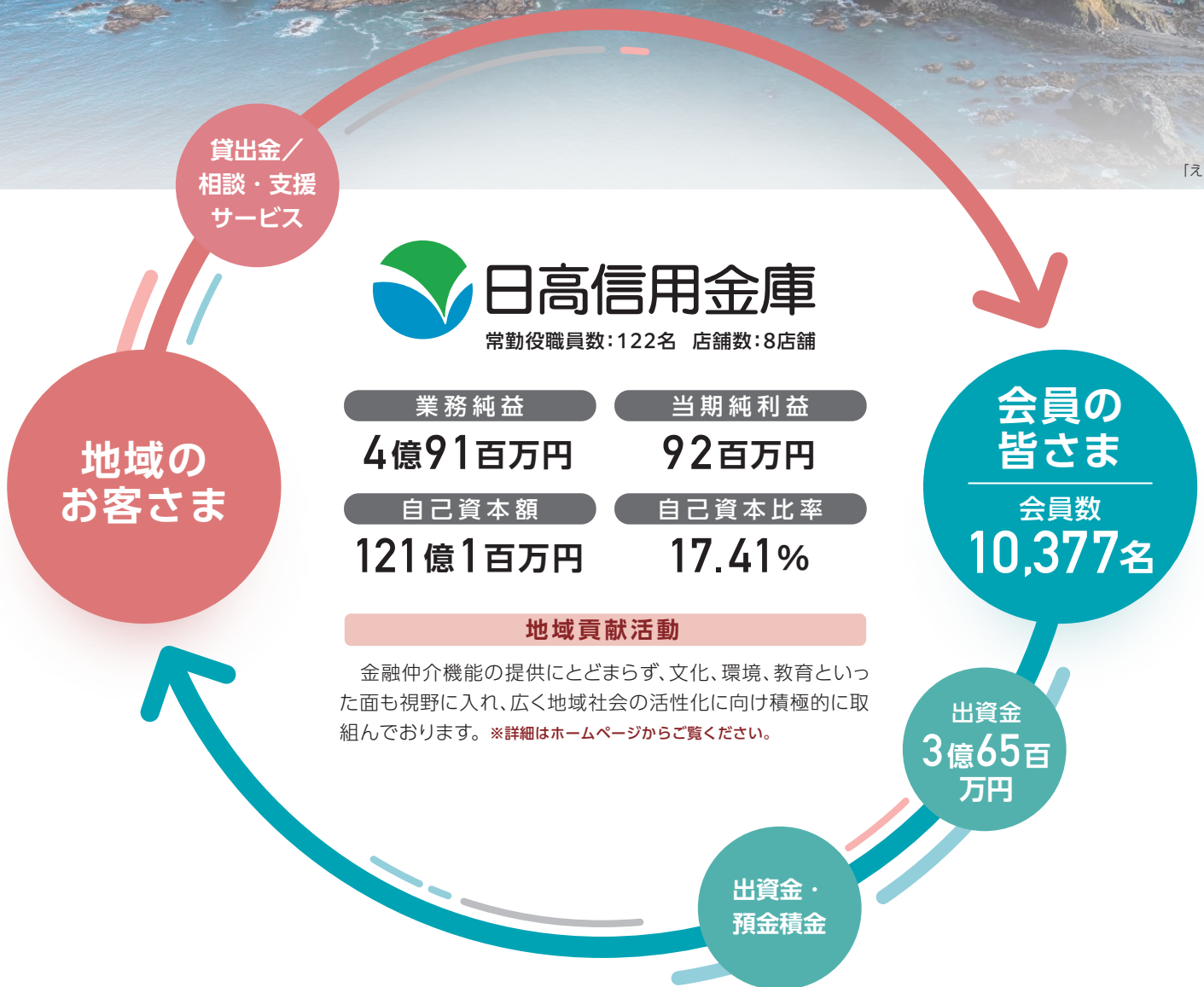
日高信用金庫

理事長 新保 雄司

令和7年7月

“ひだかしんきん”は、地域経済、文化・社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

「えりも岬」



地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預りいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

貸出金残高 **904億円** 預貸率 **57.77%**

お客さまの預金積金について

お客さまからお預かりした大切な預金積金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高(譲渡性預金含む) **1,565億円**

日高信用金庫と地域社会



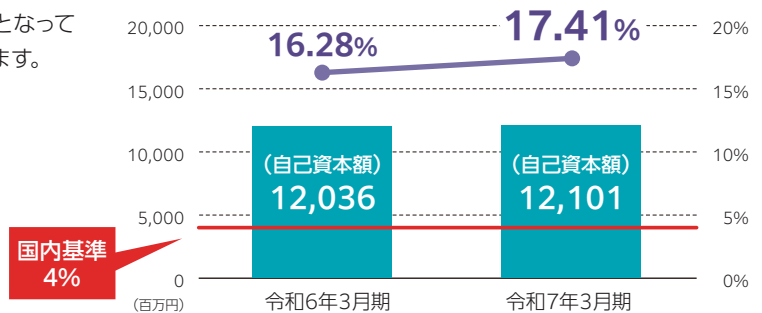
「仔馬」

当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となっており、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金積金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は17.41%となっており、国内基準4%を大きく超える水準を維持しております。



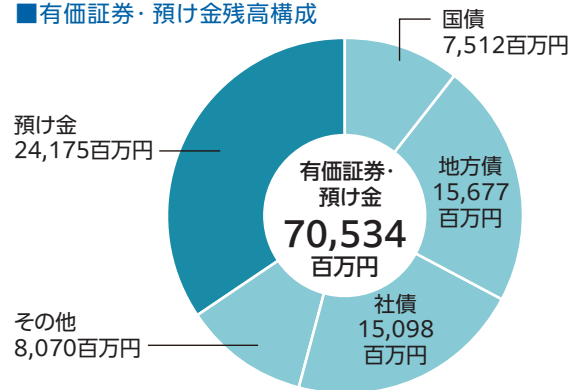
ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまからお預かりした預金積金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心に安全性を重視した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用
463億円

預証率
29.62%

■有価証券・預け金残高構成



地区内シェア

地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。

当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

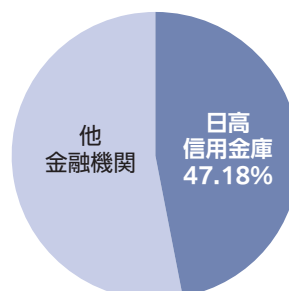
浦河郡
浦河町

様似郡
様似町

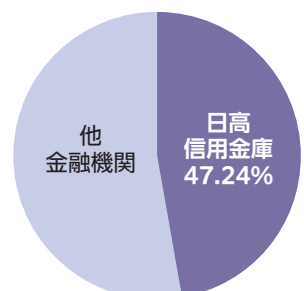
幌泉郡
えりも町

日高郡
新ひだか町

■預金積金



■貸出金



※計数は令和7年3月末現在

令和6年度事業概況

① 事業方針

当金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」の経営理念にもとづき、持続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

令和6年度は、新中期経営計画「ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』3カ年計画」の初年度として、地域の発展に貢献していくための支援力を高めるため、重点課題を①「人的基盤の確立(人財育成とより良い職場環境づくり)」、②「業務推進態勢の変革(業務効率化による効率的な業務推進態勢の構築)」とし、地元でその存在価値を一層高めて行くことに取組んで参りました。

② 金融経済環境

金融情勢においては、日本銀行による17年ぶりの利上げで、「金利のある世界」が再来したことにより、金融機関にとっては収益機会をもたらす一方で、リスク管理や戦略の見直しが求められる環境となっております。

国内の経済は、能登半島地震の影響などから一部に弱さが見られましたが、緩やかな回復を見せました。物価上昇が続く中で、大手企業を中心に価格転嫁、賃金の上昇も見られますが、消費者心理には、物価高騰の影響から慎重さが残っております。

道内経済においては、一部に弱めの動きが見られますが、持ち直してきており、観光業では、外国人観光客の増加により改善されております。

地域経済を見ますと、日高管内の主要産業である軽種馬生産業は、北海道市場において年間売却総額が188億円と、6年連続過去最高を更新し活況な競争が続く、建設業では管内公共工事年間請負額が前年度対比で30億円増加の311億円となっております。観光業においては観光入込客数がコロナ禍以前の令和元年度同期比で98.5%まで回復している状況となりました。

一方漁業では、海水温の上昇で、秋サケの漁獲量は過去5年平均の22%に留まり、昆布の水揚げは前年比22%減少し、管内の経済に影響を及ぼしております。また、商工業では、経営者の高齢化や後継者問題に加え、慢性的な人手不足といった構造的課題が顕在化する中、当金庫が実施する中小企業景気動向調査から、売上の停滞減少、物価・原材料の高騰、商圏人口の減少が経営上の問題としてあげられ、重点経営施策として経費の節減、販路拡大などを掲げ取組んでおります。

このような経済環境の中、当金庫としましては、地域金融機関としての存在価値を高めていくためにも、取引先に寄り添った伴走型支援の実効性を高め、地域の持続的発展に向け、役職員一丸となって課題解決に向けて取組んで参ります。

③ 業績

このような経営環境の下、令和7年3月末の預金積金残高は156,501百万円、前期に対し1,248百万円、0.79%の減少となりました。貸出金残高につきましては、90,424百万円、前期に対し1,869百万円、2.11%の増加となりました。

収支面では増収・減益となりました。経常収益は2,384百万円、前期に対し90百万円、3.93%の増加、経常費用は1,950百万円、前期に対し182百万円、10.33%の増加となりました。この結果、経常利益は434百万円(対前期比92百万円減少)、当期純利益は92百万円(対前期比375百万円減少)となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
経 常 収 益	千円	2,161,401	2,181,272	2,516,043	2,294,150	2,384,378
経 常 利 益	千円	397,191	357,788	588,516	526,704	434,296
当 期 純 利 益	千円	272,761	349,715	202,720	467,335	92,305
出 資 総 額	百万円	359	360	362	364	365
出 資 総 口 数	千口	7,186	7,219	7,253	7,282	7,301
純 資 産 額	百万円	12,389	11,942	10,059	9,082	5,809
総 資 産 額	百万円	164,321	165,838	162,647	167,579	163,446
預 金 積 金 等 残 高	百万円	150,778	153,131	151,609	157,750	156,501
貸 出 金 残 高	百万円	84,583	88,861	85,898	88,555	90,424
有 価 証 券 残 高	百万円	55,338	54,298	48,688	50,875	46,358
単 体 自 己 資 本 比 率	%	15.11	14.89	15.59	16.28	17.41
出 資 に 対 す る 配 当 金 (出 資 1 口 当 た り)	円	2	2.5	2	2	2
役 員 数	名	14	14	14	14	14
うち 常 勤 役 員 数	名	7	7	7	7	7
職 員 数	名	124	123	118	117	115
会 員 数	名	9,710	9,944	10,162	10,312	10,377

令和7年度事業計画[経営計画]

中期経営計画 ひだかしんきん『未来を拓く変革への挑戦』中間年度計画

～信用金庫の真価の発揮と地域の持続的発展を目指して～

基本方針

当金庫の信頼・信用を取り戻すため、経営理念である「地域にとってなくてはならない信用金庫」の原点に戻り、役職員一人ひとりがお客さまに目を向け、真にお客さまのために役に立つ行動をしていくことを目指します。

令和7年度は【中期経営計画の最終年度で目指す姿】に近づけるよう職員全員が行動を起こし、取組んで行くことを目指します。

具体的には、中期経営計画の最終年度に当金庫が目指すべき姿を「持続可能な地域社会づくりに向けた支援の実践」として定め、中間年度となる令和7年度の最重点課題を①営業推進態勢の構築、②ES・エンゲージメント向上、③営業店窓口業務の省力化、また、継続的課題として④「内部管理態勢の強化」を定め推進していきます。

最重点課題

1.

営業推進態勢の構築

集金業務の原則廃止を機として、事業者支援態勢、個人に対する課題解決型支援態勢の構築、未取引先への新規獲得活動、既存取引先との更なる取引拡充に加え、将来の取引基盤となる若年層・子育て世代の取引メイン化を進め、顧客とのリレーションを再構築する。

2.

ES・エンゲージメント向上

令和6年度に実施したES調査、エンゲージメント調査の結果に対する改善により、より良い職場、心理的安全性の高い職場環境づくりを目指す。

3.

営業店窓口業務の省力化

窓口支援システムの利用率向上による、窓口業務の省力化を図る。

4.

内部管理態勢の強化

業務の健全性、適切性を確保し、近年の不祥事件の発生により失墜した地域社会からの信用を回復し、維持していくため、金庫経営の根幹である内部管理態勢を強化する。

継続的課題

役員・組織図／主要な事業の内容

役員

(令和7年6月16日現在)

理事長	新保 雄司	理事	山本 康仁 ^(※1)
常務理事	原口 広	理事	山本 満 ^(※1)
常勤理事	川村 学	理事	河原 秀幸 ^(※1)
常勤理事	中居 知哉	常勤監事	島尻 諭
常勤理事	林 美英	監事	幌村 司
理事	菊地 竹勇 ^(※1)	員外監事	片山 孝彦 ^(※2)
理事	野畑 直高 ^(※1)		

※1 理事 菊地 竹勇、野畑 直高、山本 康仁、山本 満、河原 秀幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 片山 孝彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

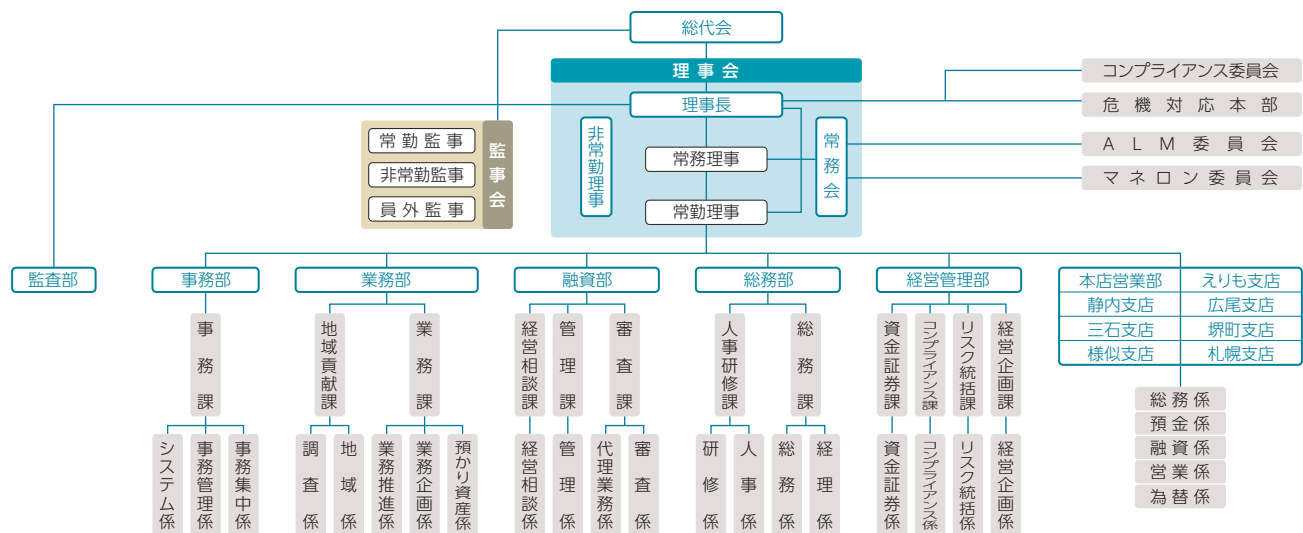


理事会・監事会の開催

理事会は令和6年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。
監事会は令和6年度中8回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。
なお、監事はすべての理事会に出席しております。

組織図

(令和7年6月16日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
- 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人北方領土問題対策協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 農業信用基金協会
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんきん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
- 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証票法により行う宝くじ業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

コンプライアンス（法令等遵守）

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという基本的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配付するなどを積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

- 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- 法令やルールの厳格な遵守
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 地域社会とのコミュニケーション
 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- 人権の尊重
 5. すべての人々の人権を尊重する。
- 従業員の働き方、職場環境の充実
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- 環境問題への取り組み
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- 社会参画と発展への貢献
 8. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

内部統制について

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
 2. お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
 3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
 4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。
 5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。
- ※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となろうとする方」を意味します。
- ※お客さま保護の必要性のある業務は、与信(融資)取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫の間で行われるすべての取引に関する業務です。

【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課
☎0120-078-390 FAX:0146-22-0994

【住 所】〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

内部統制について

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

日高信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備しています。

1. 運営方針

理事会は、マネロン等の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築しています。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、また、これらのポリシー・規程に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮しています。

また、自金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築しています。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の統括部署は事務部とし、事務部が関係する各部や営業店等と連携を図り、マネロン等対策に取り組んでいます。

また、常務会の下部組織とするマネロン委員会が、マネロン等リスクに係る事案について協議・検討を行っています。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じています。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施

する態勢を整備しています。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図っています。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行っています。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施しています。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めています。

8. 実効性の検証

マネロン等対策の管理態勢について、統括部署である事務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めています。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組んでいます。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課

☎0120-078-390

住所：〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2
[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時
[受付媒体] 電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

●全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんきん相談所

電話番号：011-221-3273

住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

[受付時間] 信用金庫営業日の午前9時～午後5時 [受付媒体] 電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、
東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、
第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、
第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

内部統制について

リスク管理

当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるように統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。

市場リスク

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスクおよび流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。

流動性リスク

流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。

●オペレーショナル・リスク

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を被るリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同セン

ターで管理運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えております。

法務リスク

法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争等が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部コンプライアンス課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しております。

風評リスク

風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対しても速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっております。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。

人的リスク

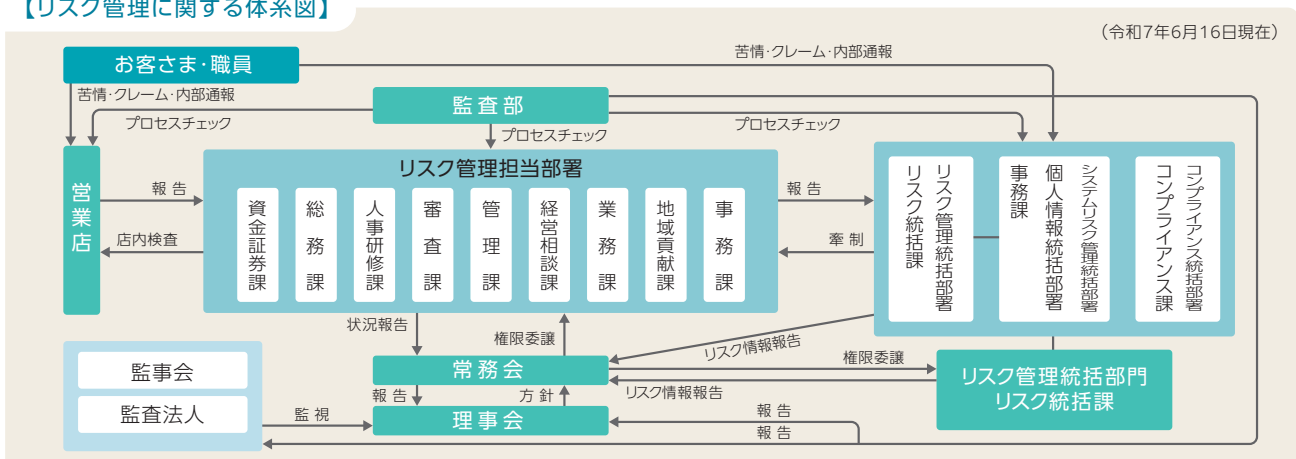
人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、人材の確保および人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。

統合的なリスク管理を行うための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しております。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めております。

【リスク管理に関する体系図】



総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第103期通常総代会の開催

令和7年6月16日、第103期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数80名：出席総代数80名、うち委任状によるもの26名)

●報告事項

第103期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件

●監査報告

●決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 総代候補者選考委員選任の件

第3号議案 理事及び監事の退任に伴う選任の件

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

日高信用金庫総代名簿

令和7年7月1日現在 定数80名：総数79名

浦河地区 定数20名 総数20名

上埜 哲男 ⑫ 木下 浩一 ⑨ 福井 秀一 ③
三島 信男 ⑪ 武田 豊 ⑥ 飛山小夜美 ②
上田 正則 ⑩ 甲谷 賢一 ⑥ 種本 尚志 ②
橋本 茂雄 ⑨ 工藤 一康 ⑤ 大谷 晃平 ①
大野 好彦 ⑨ 谷川 智幸 ⑤ 佐藤 尚武 ①
小林 孝範 ⑨ 大針 光晴 ④ 佐野 元健 ①
木田 尚孝 ⑨ 奥田宗一郎 ④

様似地区 定数10名 総数10名

酒井 健二 ⑩ 鳥井 信男 ⑤ 野沢 浩一 ①
島田 一省 ⑨ 池田 博英 ⑤ 畑中 孝允 ①
高橋 求幸 ⑨ 中村 康則 ⑤
仲野 貢司 ⑨ 本郷栄一郎 ①

静内地区 定数17名 総数16名

藤沢 一雄 ⑩ 大森 康正 ⑧ 不動雄一郎 ③
落合 俊英 ⑨ 村田 修 ⑧ 出口 直冲 ②
長浜 和也 ⑨ 佐藤 雅裕 ⑦
平野井 裕 ⑨ 河田 貢 ⑥
土屋 祐喜 ⑨ 嵐 仁 ⑥
不動 新作 ⑨ 植村 訓浩 ⑥
阿部 幸男 ⑧ 中村 泰徳 ⑤

えりも地区 定数9名 総数9名

大坂 庄吉 ⑨ 傳法 貴司 ⑤ 川村 一治 ④
坂田 充 ⑥ 砂原 孝敏 ⑤ 荒木 稜 ③
山形 弘 ⑥ 大場 文裕 ⑤ 藤田 靖 ②

三石地区 定数8名 総数8名

八木 一洋 ⑨ 中村 大志 ⑥ 中村 亨一 ③
秋田 満 ⑧ 田中 智也 ③ 藤森 隆伸 ①
馬場 陽介 ⑧ 山田 一郎 ③

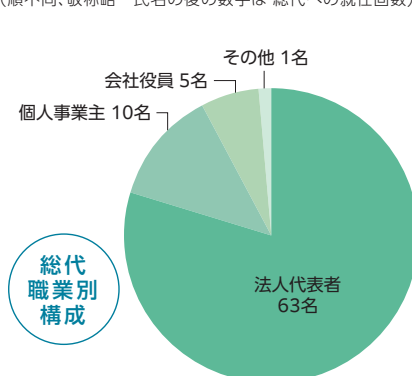
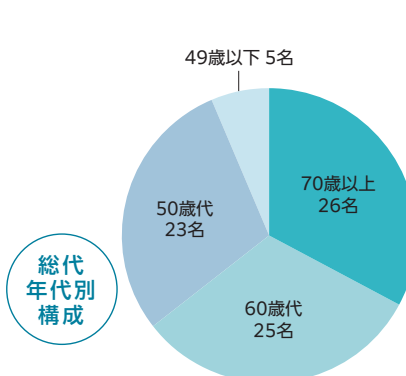
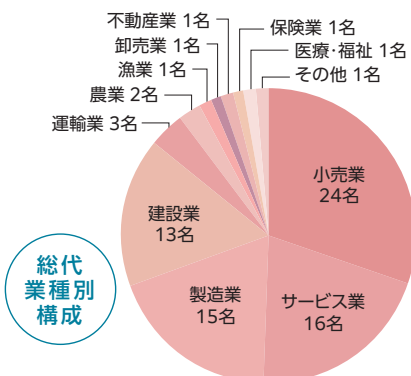
広尾地区 定数10名 総数10名

鍋木 眞清 ⑧ 石山 拓 ⑤ 二口 祐樹 ①
中川 貢範 ⑧ 堀田 真 ④ 齊藤 一也 ①
亀田 卓司 ⑦ 斉藤 英克 ①
尾矢 利昭 ⑥ 面野 一 ①

札幌地区 定数6名 総数6名

遠藤さとみ ⑤ 細田 行洋 ③ 濱中 和大 ②
小室 雄次 ④ 守屋 昌彦 ② 後藤 隆 ①

(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)



総代会

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和8年6月30日までです。
- 総代の定数は80名で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。
なお、令和7年7月1日現在の総代数は79名で、会員数は10,394名(令和7年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

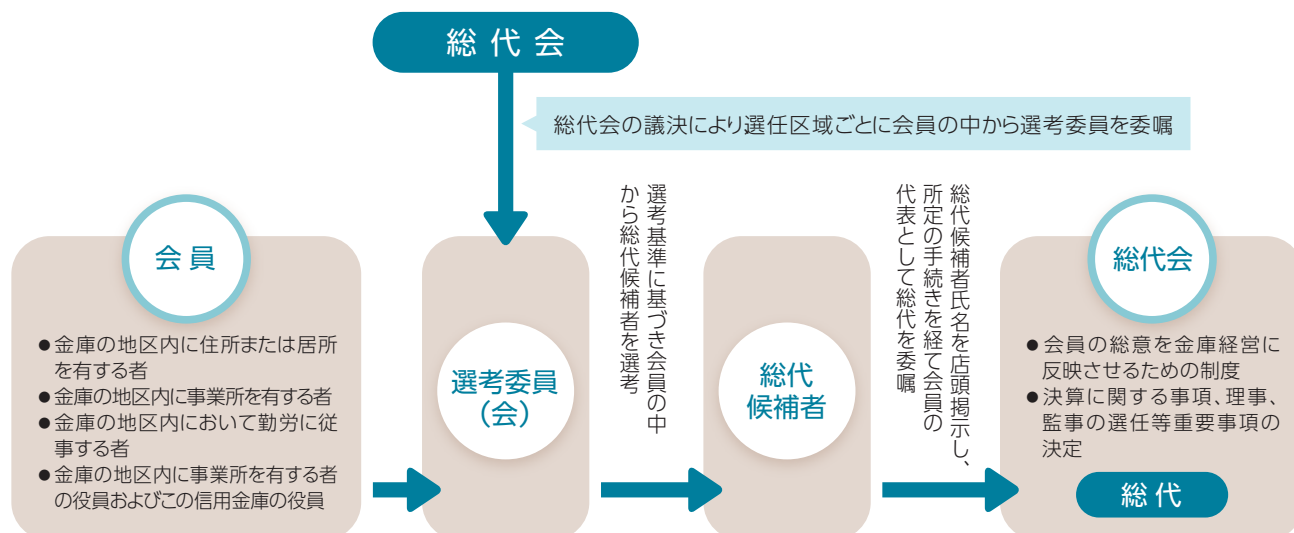
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえで当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況

(地域密着型金融推進計画)

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地元金融機関として地域への円滑な資金供給にとどまらず、地域経済の活性化、地域の持続的発展に貢献していくことが使命であると捉え、地域密着型金融を恒久的な重点課題として取組むこととしています。

具体的には、取引先企業への経営支援や創業・新規事業への支援のため、当金庫のコンサルティング機能の強化、関係機関との連携を図っています。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 平成24年12月21日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』として認定を受けました。
- 地域の面的再生を促進する観点から、地域の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的とし、北海道財務局、北海道経済産業局、自治体、北海道中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、地域金融機関、経営支援機関、専門家等が連携する『北海道中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成24年9月20日付で登録しました。
- また、北海道が主管となり、地元金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の特性や企業ニーズに応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を目的とした、『地域中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成25年5月14日付で登録しました。
- さらに、当金庫が主体となって、地域の関係機関の連携を一層密にするために、平成25年5月17日付で『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』を構築し地域の中小零細企業やお取引先の経営改善や事業再生に向けた支援態勢を整備しています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

【創業・新規事業開拓の支援】

- 創業や新規事業への展開を考えている先へ積極的なアプローチを展開し、支援した先は62先となりました。また、令和3年4月に当金庫創立100周年を記念して始めました新規創業者への助成金事業では、4年間の合計で52先に対し1,240万円を交付しました。

【事業性評価に基づく支援】

- 取引先の財務データや担保・保証に過度に依存することなく、事業成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、積極的な支援を行いました。令和6年度の事業性評価実施先は48先、3月末現在の融資残高は62億円になりました。

【経営改善・事業再生・事業承継等支援】

- 経営支援機能のひとつとして、公的支援機関と連携した外部専門家派遣を行い、27先延べ65回の派遣実績となりました。内容は事業承継13先21回、経営改善9先29回、IT導入支援等5先15回を実施しています。また、この他に経営相談課主導による顧客訪問は9先延べ16回の実績となりました。内容は事業承継1先2回、経営改善6先12回、補助金申請支援等2先2回を実施しています。
- 令和7年3月末現在、経営改善支援先は4先となっています。

4. 地域活性化に関する取組み状況

【地場産品の消費拡大】

- 地域振興の一環として「新商品開発サポート事業」を実施し、浦河町と様似町の地場産品である夏いちごの規格外品を活用するために、地元企業に商品開発を依頼しました。また、開発商品等をPR販売するため「ひだかしんきん夏いちごフェア」を毎月開催し、「うらかわ夏いちごの日イベント」にも出店しました。

【観光振興】

- 観光振興を目的に、地元企業3社と連携し、株式会社Cygamesの協力のもと「ウマ娘 プリティーダービー」のコラボ缶バッジ製作に取組みました。

【連携事業】

- 日高地域の活性化に向け、北海道日高振興局との包括連携協定に基づき、「胆振・日高 食のブランド・ステップアップ相談会」への後援を行いました。
- 地域のまちづくりに向け、各町との包括連携協定に基づき、二十間道路桜並木環境保全活動(新ひだか町)や、移住者交流イベント(浦河町)、エンルム岬DEゴミ拾い(様似町)、えりもワクワク森林づくり体験事業植樹祭(えりも町)等に参加しました。また、当金庫札幌支店口ビーにおいて、地元のイベント情報や写真等を展示し、観光誘致を図りました。
- 住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、各町と協定を結び、地域の見守り支援を行う活動を行っています。
- 札幌方面浦河警察署、札幌方面静内警察署、釧路方面広尾警察署と「地域との安全・安心に関する協定」を結び、各署と連携して、特殊詐欺等の金融犯罪に対する啓発等を実施しています。

5. 地域貢献活動

【金融経済教育の推進】

- 金融教育の一環として、地元小学校3校にて「そろばん教室」を実施しました。
- インターンシップの引受実績4校(浦河高等学校、えりも高等学校、静内高等学校、広尾高等学校)
- 高齢者等へは金融被害の未然防止のため、各営業店で行う行事毎に啓蒙活動を行いました。

【環境整備事業】

- 各町において、計14本の桜を植樹しました。

【社会福祉事業】

- 各町の施設に介護用品や遊具等を寄贈しました。

【青少年育成事業】

- 日高・十勝管内の10チームを招き、少年軟式野球大会を開催しました。
- 各町に児童図書等を寄贈しました。また、浦河町立図書館雑誌スポンサー制度へ協賛し、子供向けの月刊誌を寄贈しました。
- 地域の高校生の能力向上の一助となることを目的とした「高校応援プロジェクト」を実施しました。

【学生モニター制度】

- 令和6年度は3名の学生モニターにより、年3回のレポート提出が行われ、「理想の働き方」「地元企業に必要なSDGsについて」などをテーマとして、若い世代からの金庫業務を含む地元地域に対する貴重な意見を多数いただきました。

【特別奨学金《カムバック・JIMOTO》】

- 大学などへ進学後、Uターンを志向する学生をバックアップし、地元発展の貴重な担い手となってもらうことを目的に、令和3年度からの継続事業として行い、令和6年度では5名の学生に奨学金を給付、Uターンにより地元企業へ就職した2名に就職準備金を支給しました。

※上記の他に様々な活動を行っています。詳しくはホームページからご覧ください。

経営改善支援の取組み実績【令和6年4月～令和7年3月】

(単位: 先、%)

		期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組み先数 B	Bのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数 C	Bのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数 D	Bのうち 再生計画を 策定した先数 E	経営改善支援 取組み率 B/A	ランク アップ率 C/B	再生計画 策定率 E/B
正	常	先①	897	—	—	—	—	—	—
要 注 意	うちその他要注意先②	90	—	—	—	—	—	—	—
	うち要管理先③	1	—	—	—	—	—	—	—
破	綻	懸念先④	56	4	—	4	7.1	—	100.0
実	質	破綻先⑤	12	—	—	—	—	—	—
破	綻	先⑥	8	—	—	—	—	—	—
小	計	② ~ ⑥	167	4	—	4	2.3	—	100.0
合	計	1,064	4	—	4	4	0.3	—	100.0

(注) 1. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主含む)で、地方公共団体および個人ローン・住宅ローンのみの先は含めておりません。

2. 経営改善支援取組み先で途中で返済を完了した債務者は、ランクアップほかの項目には含めておりません。

3. 「要管理先」から「その他要注意先」に移行した場合はランクアップ、「その他要注意先」から「要管理先」に移行した場合は「ランクダウン」として区分しております。

4. 期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。

「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和6年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は478件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は66.30%、保証契約を解除した件数は35件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、下記のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する苦情・相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

●経営管理部コンプライアンス課

☎ 0120-078-390(フリーダイヤル)

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

お客さまからの当金庫のガイドラインへの取り組みに関する相談・要望等につきましては、最寄りの営業店および次の相談窓口にて承ります。

●融資部審査課

電話番号: 0146-22-7661

[受付時間] 当金庫営業日の午前9時～午後5時

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

(単位: 件、%)

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	699	478
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	71.84	66.30
保証契約を解除した件数	49	35
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	0

地域の皆さまの金融機関として

「ひだかしんきんお客さまアンケート」の結果について

当金庫は、お客さまにとってより良いサービスを提供することを目指して「ひだかしんきんお客さまアンケート」を実施いたしました。

ご回答いただいた皆さまにおかれましては、アンケートへのご協力に心よりお礼申し上げます。

いただいたご意見・ご要望等は真摯に受け止め、お客さまに一層ご満足いただけるよう、更なる努力をしてまいりますので、今後とも末永いお取引をいただきますようお願い申し上げます。

アンケート 実施の概要

調査期間／令和6年12月2日～令和7年1月10日

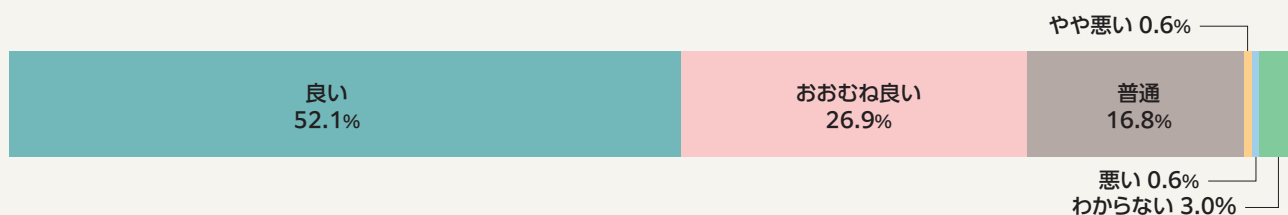
調査方法／特定のお客さまへの郵送および全店店頭でのアンケート用紙配布

調査対象／郵送：普通預金および定期性預金の取引のある個人のお客さま1,000先

店頭：店頭配付のアンケート用紙から回答された全てのお客さま

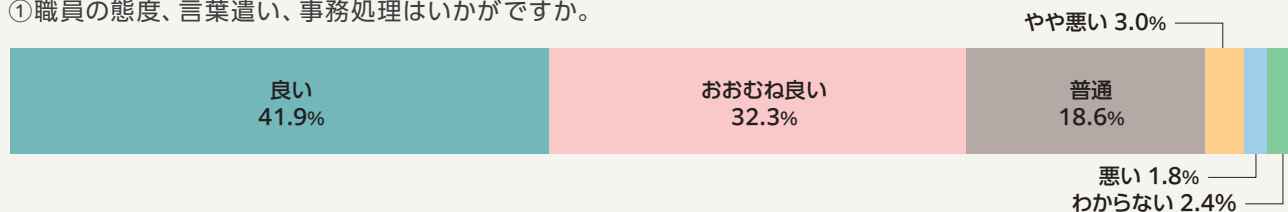
回答者数／167先

■店舗、ATMの清潔感や美化はいかがですか。（札幌支店は店舗のみ）

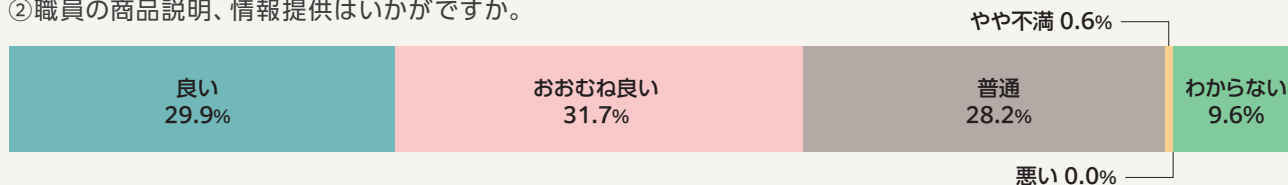


■職員について評価してください。

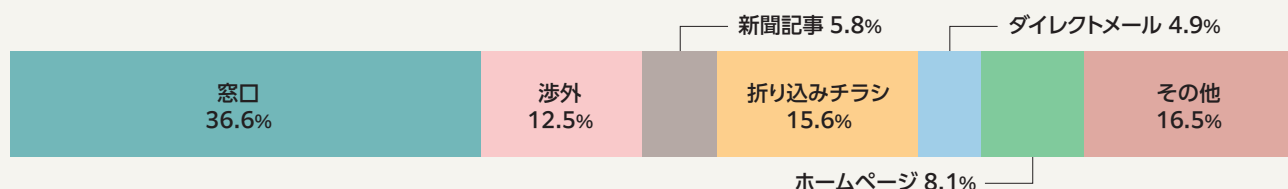
①職員の態度、言葉遣い、事務処理はいかがですか。



②職員の商品説明、情報提供はいかがですか。

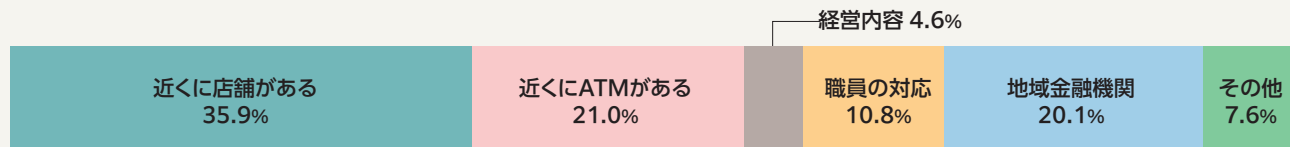


■どのようにして当金庫の商品、サービス等を知りますか。（複数回答可）



地域の皆さまの金融機関として

■取引金融機関の主な選択理由は何ですか。(複数回答可)



■預金される際に重視することは何ですか。(複数回答可)



■当金庫に期待することは何ですか。(複数回答可)



(昼休み休業についてもお伺いし、多くのご意見をいただきました。)
今後の店舗運営の参考にさせていただきます。

\\ いただいたご意見・ご要望 (一部) です。 //

- ☺ 〓 店舗外ATMのディスプレイにゴミが付着していて不潔だった。
- ☺ 〓 店舗に硬貨の入出金ができるATMを設置してほしい。
- ☺ 〓 従業員の対応・態度に不満を感じた。
- ☺ 〓 不祥事件の再発防止に努めてほしい。
- ☺ 〓 地域金融機関としての距離感を大切にしてほしい。
- ☺ 〓 相談に行った時とても親身に応じてくれて、良い印象を持った。
- ☺ 〓 地域に信頼され貢献する金融機関として、今後のさらなる発展を期待している。

このほかにも、多数の貴重なご意見をいただきました。
ご要望に対する当金庫からの回答につきましては、ホームページからご覧ください。

当金庫のあゆみ

大正	10年 4月	有限責任浦河信用組合設立 初代組合長北川貞七就任、組合員数150名
	6年 9月	創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催
昭和	10年 4月	組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる
	16年 3月	創立20周年、期末預金残高344,023円、貸出金残高94,301円、出資金65,118円、組合員数530名
	19年 3月	市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に組織変更
	24年 10月	幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張
	25年 4月	中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に組織変更
	9月	様似支所オープン
	27年 2月	信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更並びに名称変更
	5月	新冠郡新冠村に営業地区拡張
	7月	幌泉支店オープン
	8月	静内支店オープン
	28年 4月	三石支店オープン
	30年 10月	本店新築落成、創立35周年記念式典挙行
	33年 4月	広尾郡広尾町に営業地区拡張
	5月	広尾支店オープン
	36年 7月	創立40周年記念式典挙行
	11月	歌笛出張所オープン
	39年 4月	幌泉町指定金融機関の指定受く
	42年 3月	浦河町指定金融機関の指定受く
	6月	三石町指定金融機関の指定受く
	44年 11月	本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行
	45年 10月	幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称
	48年 5月	広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張
	49年 4月	様似町指定金融機関の指定受く
	50年 10月	北海道信金共同事務センター加盟、本店営業部普通預金オンライン化実施
	53年 12月	日本銀行と当座預金取引開始
	54年 12月	日本銀行歳入代理店として本店営業部指定受く
	55年 11月	山手支店オープン
	56年 10月	北海道信金共同事務センター新総合オンラインシステムへ移行
	10月	創立60周年記念式典挙行
	12月	「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入
	57年 9月	堺町支店オープン
	58年 10月	証券業務の国債窓口販売の取扱開始
	59年 6月	本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始
	10月	大通支店オープン
	12月	預金残高500億円達成
	61年 1月	浦河町役場内に店舗外ATM設置
	62年 11月	浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置
	63年 10月	北海道信金共同事務センター第三次オンラインシステムへ移行
	12月	歌笛出張所店舗新築オープン
	2年 4月	静内支店店舗新築オープン
	3年 10月	創立70周年記念式典挙行
	4年 3月	創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)
	8月	歌笛出張所が歌笛支店に昇格
	8年 2月	浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈
	9年 5月	平成8年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合えりも支署)
	10年 1月	平成9年度の消防関係車両寄贈 (南十勝消防事務組合広尾消防署)
	7月	平成10年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合静内消防署)
	11年 2月	西暦2000年問題対策委員会発足
	9月	為替集中システム運用開始
	10月	平成11年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合三石支署)

平成	12年 12月	平成12年度の消防関係車両寄贈 (日高中部消防組合新冠支署)
	13年 8月	保険窓販業務取扱開始
	9月	預金残高1,000億円達成
	10月	平成13年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合浦河消防署)
	11月	創立80周年記念式典挙行
	14年 8月	コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
	10月	生命保険窓販業務取扱開始
	10月	平成14年度の消防関係車両寄贈 (日高東部消防組合様似支署)
	12月	パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
	15年 3月	当金庫ホームページを公開
	7月	マックスパリュ静内店内に店舗外ATM設置
	10月	三石支店移転オープン
	16年 7月	「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
	11月	決済用普通預金取扱開始
	17年 10月	印鑑照合システム導入
	18年 2月	WEBバンキング取扱開始
	7月	㈱北海道しんきん情報サービスを為替発信業務委託
	8月	札幌事務所オープン
	19年 7月	歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
	9月	札幌支店オープン
	21年 7月	北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との包括連携協定締結
	7月	為替集中システムスキャナー方式へ移行
	9月	共通印鑑制度導入
	22年 8月	新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合を実施し、山手支店および大通支店営業終了
	23年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
	3月	日高信用金庫学生モニター制度創設
	10月	創立90周年記念式典挙行
	24年 3月	歌笛出張所ATM稼働終了
	11月	ICキャッシュカード取扱開始
	12月	「経営革新等支援機関」として認定受く
	25年 2月	しんきん電子記録債権サービス取扱開始
	5月	「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
	27年 3月	視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを全てのATMで導入
	4月	地方創生サポート室設置
	28年 7月	様似町との包括連携協定の締結
	11月	広尾支店店舗新築オープン
	30年 8月	相続支援システム導入
	9月	浦河町との包括連携協定の締結
	10月	営業支援システム導入
	元年 11月	ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
	2年 4月	広尾町との包括連携協定の締結
	6月	えりも町との包括連携協定の締結
	3年 1月	新ひだか町との包括連携協定の締結
	2月	新冠町との包括連携協定の締結
	3月	預金残高1,500億円達成
	4月	創立100周年
	10月	札幌支店リニューアルオープン
	4年 2月	札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
	3月	創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行 (新冠、新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)
	7月	日高徳洲会病院内に店舗外ATM設置
	9月	新ひだか町役場内に派出所を開設
	5年 4月	新ひだか町指定金融機関の指定受く
	9月	本店営業部仮店舗営業開始
	10月	出資証券のペーパーレス化(不発行)開始
	6年 3月	本店社屋取壊

令和

皆さまとの
コミュニケーションの
場です。



 貸金庫設置
 夜間金庫設置

令和7年7月1日現在

店舗名	住 所	電話番号	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
① 本店営業部*	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目1番地2 ※ 	(0146)22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
② 堺 町 支 店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号 	(0146)22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
③ 静 内 支 店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号  	(0146)42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
④ 三 石 支 店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23 	(0146)33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑤ 様 似 支 店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2 	(0146)36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑥ えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466)2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑦ 広 尾 支 店 *	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558)2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00	—	—
⑧ 札 幌 支 店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4	(011)200-7070	—	—	—	—

店外ATM設置場所

名 称	住 所	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
浦 河 町 役 場 内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00～16:00	—	—	—
浦 河 赤 十 字 病 院 内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00～18:00	—	—	—
浦 河 町 パ セ オ 堺 町 店 内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1－69	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
日 高 徳 洲 会 病 院 内	日高郡新ひだか町静内こうせい町1丁目10番27号	9:00～18:00	9:00～17:00	—	—

当金庫の全てのATMは、視覚に障がいのある方でも操作が可能な「ハンドセット付ATM」となっております。(なお、札幌支店はATMを設置しておりません。)

タッチパネル付受話器(電話機と同一のボタン配列となっているハンドセット)から、音声ガイダンスにより操作手順をご案内するATMです。なお、ハンドセットを使用しない場合は、通常のATMとしてご利用いただけます。